

日本ボーイスカウト奈良県連盟まほろば地区表彰基準

(本基準の主旨)

ボーイスカウト運動は《人のお世話をするように、人のお世話にならぬよう、そして人に報いを求めぬように》と後藤新平翁の言葉にあるように、その報奨を求めない奉仕活動であり、その運動が健全なる青少年の育成を目的とする社会教育の一環であり、地域社会の要求を満たすものでなければならない。賞賛と共に今後もこの運動を続けて欲しいとの願いを込めた免許書であり、励ましのためのボーイスカウトの表彰でもある。

- (1) 表彰は各団からの申請に基づき名誉委員会において表彰者を決定し、地区協議会長がこれを表彰する。
- (2) 名誉委員会は、地区名誉委員会委員、地区コミッショナー及び地区事務長で構成し、会議は必要に応じて開催し、招集は地区コミッショナーがする。但し地区事務長は議決に加わらない。
- (3) 地区功労者の表彰基準は下記の通りである。
 - (イ) 功績年数が満3年の者で満年齢24歳以上の者。
 - (ロ) 功績年数が満10年の者で満年齢31歳以上の者。
 - (ハ) 所属団及び地区協議会において奉仕功績のある者上記の中から、各団は若干名を推薦し、地区協議会に所定の用紙で申請する。
- (4) スカウト運動に顕著な功績のある登録者はこれを特別に表彰する。
本規定は平成8年5月12日より適用する。